

京都府 AI・IoT 等デジタル技術の活用に関する有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 京都府における AI・IoT 等最新のデジタル技術を活用した課題解決の推進のため、学識経験者等から広く意見を聴取するため、京都府 AI・IoT 等デジタル技術の活用に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(委員の役割)

第2条 有識者会議の構成員（以下「委員」という。）は、次に掲げる事項の検討に関して、意見を述べるものとする。

- (1) 京都府におけるデジタル技術を活用した課題解決の推進に関すること。
- (2) 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づき京都府が策定する官民データ活用推進計画の策定の検討に関すること。
- (3) その他デジタル技術の活用に関すること。

(委員の要件等)

第3条 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者とし、その人数は、7人以内とする。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 有識者会議に座長を置き、座長は、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、有識者会議の議事を運営する。
- 3 座長に事故等があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(有識者会議の開催)

第5条 有識者会議は、知事が招集する。

(委員以外の者の出席)

第6条 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者に有識者会議への出席を求め、その意見を求めることができる。

(議事の公開)

第7条 有識者会議の議事については、公開を原則とする。ただし、知事が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。